

## 県議会図書室図書管理システム保守運用業務仕様書

### 1 委託業務名及び数量

県議会図書室図書管理システム保守運用業務 一式

### 2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 適用範囲

本仕様書は、県議会図書室図書管理システム保守運用業務（以下「保守運用業務」という。）について、その範囲を定めるものである。

### 4 図書管理システム機器構成

別紙「図書管理システム機器構成」を参照のこと。

### 5 保守運用業務に係る事項

システムサポートとして、電話、メール等による図書管理システムの運用にかかる質問に対する回答及び現地での障害対応（ハード・ソフトの障害切り分け及びシステムの不具合の調整、メーカーのパッケージソフト（株式会社ソフテック社製 Lib Max、Lib Finder）の保守等、障害を除去するために必要な全ての措置）を行うこと。

ア 保守受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）とすること。

ただし、上記時間外での作業を委託者より要請され、受託者が承諾した場合にはこの限りではない。その際の費用については、委託者、受託者協議の上、別途定めるものとする。

イ Lib Max、Lib Finder を熟知している者が保守を行うこと。

ウ 機器及びシステムの稼働状況確認、各種ソフトウェアのアップデート状況確認等のため、定期的にメンテナンス作業を実施すること。（四半期に1回実施）

エ 保守運用に係る報告を以下の資料を提出して行うこと。（四半期毎実施）

- ・システム保守運用管理実績総括表（別添1）
- ・システム障害報告表（別添2）

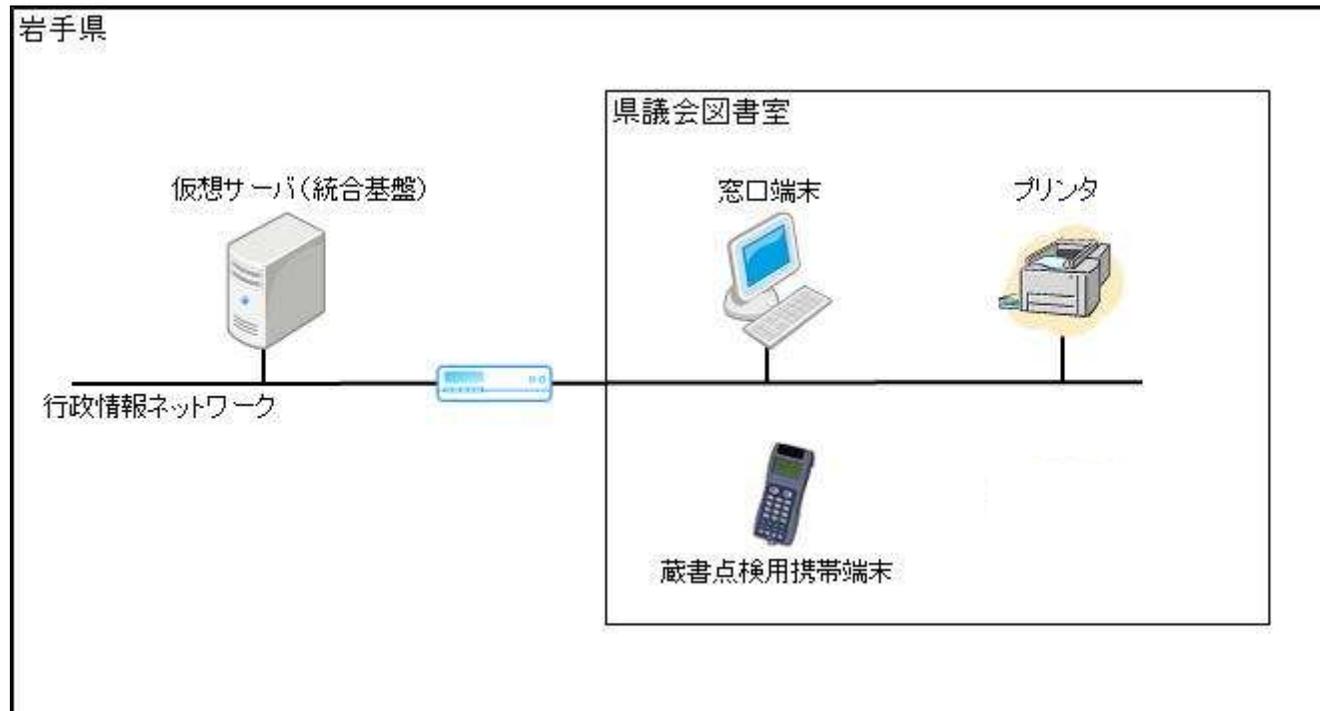
### 6 留意事項

- （1） 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を順守すること。
- （2） 業務に必要な事務用品等の調達、場所の確保、交通費、通信費用については、受託者の負担とすること。
- （3） 関連システムの保守運用業者との調整が必要な場合は、柔軟に対応すること。
- （4） その他、本業務を実施する上で新たに発生した事項については、委託者と受託者が十分な協議の上で対応すること。

別紙

## 図書管理システム機器構成

(ア) システム構成図



(イ) システム構成一覧

●サーバ

No.	種別	品名	型名	数量	備考	保守対象
1	ソフト	Windows Server 2019 Standard		1		×
2	ソフト	図書館総合管理システム Lib Max 2024		1		◎
3	ソフト	蔵書検索システム Lib Finder 2024		1		◎

●窓口端末 (1台)

No.	種別	品名	型名	数量	備考	保守対象
1	ハード	NEC Mate タイプ ML	PC- MK37LLZ6CBSU	1	OS : Windows®11 Professional (64bit 版) CPU : インテル Core™ i5-13400 メモリ : 16GB (16GB×1) SSD : 256GB USB 接続キーボード USB 接続マウス	×
2	ハード	DVD スーパーマルチドライブ		1		×
3	ハード	バーコードタッチリーダー		1		×
4	ハード	液晶ディスプレイ-19		1		×
5	ソフト	リカバリデータディスク Windows11 用		1		×
6	ソフト	Microsoft® Office LTSC Standard 2024		1		×

●蔵書点検用携帯端末（2台）

No.	種別	品名	型名	数量	備考	保守対象
1	ハード	小型ハンディターミナル		2		×
2	ソフト	Lib Max 蔵書点検プログラム		1		◎

(注) 保守対象について

◎：保守対象。契約期間中保守を実施すること。

×：保守対象外。

別添1

## システム保守運用管理実績総括表

### 【説明】

本帳票は、システムの保守管理の内容について、具体的に報告を求めるもの。

なお、本帳票は、別添2に係る総括表としての性格を有すること。

### 【記載例】

年月日	時間	場所	機器名	保守管理の内容
R8. 4. 22 (水)	13 : 20~14 : 00	議会図書室	窓口用端末	障害対応、再起動
R8. 6. 12 (金)	9 : 30~10 : 00	受託業者内	NW 機器	障害対応

別添2

## システム障害報告表

### 【説明】

本帳票は、システムを構成する機器又はネットワーク等の障害について、障害ごとに別葉として整理し、詳細な報告を求めるもの。

なお、別添1の記載内容のうち、所外対応した内容は、本帳票の内容と合致すること。

### 【記載例】

件名：図書システム雑誌登録のエラーの件について

発生日時	令和○年○月○日（火） 9時30分（発見時刻）
システム業務名	雑誌登録
事故の現象	雑誌登録画面にて、発行年月日を登録すると、システム画面が停止し、動かなくなる。
原因	※平易な表現により記載すること。
対応日時	令和○年○月○日（火） 10時15分から 令和○年○月○日（火） ○時○分まで
復旧日時	令和○年○月○日 ○時○分
障害対応内容	
今後の対応	

## 別 記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

#### (個人情報管理責任者等)

第3 乙は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「運用管理者等」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報管理責任者及び運用管理者等を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう運用管理者等を監督しなければならない。

4 運用管理者等は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

#### (作業場所の特定)

第4 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

#### (個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

#### (保有の制限)

第6 乙は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

#### (個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は甲の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 乙は、個人情報管理責任者及び運用管理者等に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において運用管理者等が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(資料の返還等)

第10 乙は、業務を処理するために、甲から引き渡された、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等について、甲の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第12 乙は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 乙は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に定めなければならない。

5 乙は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第 14 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第 15 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(仮名加工情報の安全管理措置)

第 17 第 1 から第 5 まで及び第 7 から第 16 までの規定は、(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 73 条第 1 項に規定する仮名加工情報)を取り扱う事務又は事業の委託について準用する。

(仮名加工情報の識別行為の禁止)

第 18 乙は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(仮名加工情報の本人への連絡等の禁止)

第 19 乙は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、本人に対して、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

(行政機関等匿名加工情報の識別行為の禁止)

第 20 乙は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(匿名加工情報の識別行為の禁止)

第 21 乙は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。